

防官企第 1 1 2 2 6 号
令和 3 年 6 月 2 5 日
改正 防官企第 3 7 3 6 号
令和 4 年 3 月 8 日
改正 防官企第 1 2 2 2 5 号
令和 5 年 6 月 7 日

各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長 殿
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

大臣官房長
(公印省略)

E B P M取組方針について（通知）

標記について、防衛省における E B P M推進体制について（防官企（事）第 1 1 5 号。3 0 . 3 . 2 9）第 4 第 6 項に基づき、別添のとおり通知する。

添付書類：E B P M取組方針

E B P M取組方針

1 E B P Mの取組みの方針

これまで防衛省におけるE B P Mの取組みは、政策、施策及び事務事業（以下「政策等」という。）の企画・立案に際し、E B P Mという手法の普及・浸透を図るという位置付けの下、事例創出を中心に取り組んできたところ、今後は、行政事業レビューをE B P Mの実践の場とし、政策の立案・改善や予算編成プロセスといった意思決定のプロセスに活用し一層推進することとする。

2 E B P Mの取組みを実施する政策等の基準

令和5年度以降については、E B P Mの取組みの方針の下、次に掲げる政策等について、記載の取組みを実施する。

(1) 行政事業レビュー

政策立案担当部局は、予算事業において行政事業レビューシートを活用し、効果的な政策の立案・改善に努める。

(2) E B P M推進統括官が指定する政策等

ア 政策立案担当部局が合理的な根拠に基づく政策立案の推進に当たり、E B P M推進統括官が政策等の検証及び説明の充実が特に有効と考えられる事業をE B P M実施案件として指定する。

イ 当該事業については、ロジックモデルを作成し、政策課題についてのデータ収集、事実の的確な把握、分析等を実施し、エビデンスに基づく政策等の実施状況を検証する。

(3) 企画評価課課長が指定する機構・定員要求

企画評価課長は、機構・定員要求のうち、政策等の検証及び説明の充実の観点から特に有効と考えられる事業をE B P M実施案件として指定し、ロジックモデルを作成して財務省及び内閣人事局に対する説明において活用する。